

紀元二千六百年記念全國社會事業大會の開催

厚生省並に財團法人中央社會事業協會主催の第九回全國社會事業大會は紀元二千六百年記念大會として畏一、十二の三日間に亘り東京に於いて開催せられたが、全國各府縣より參集せる關係者二千名近くを算へ多くの貴重なる成果を挙げて終了した。

總裁宮令旨、會長奉答辭、大會の宣言及決議、厚生、司法兩大臣の諸間に對する答申等を掲ぐれば以下の如くである。

令　　旨

茲ニ厚生省及財團法人中央社會事業協會共同主催ニ係る全國社會事業大會ニ臨ミ親シク諸子ト相見ユルヲ欣

顧フニ明治三十六年始メテ大會ヲ開キシヨリ已ニ九回ニ及ビ事業進展ノ迹顯著ナリト雖事象頗ル多端ニシテ、治ク之ガ要求ヲ充足シ易カラズ加フルニ社會情勢ノ推移甚急ニシテ實施ノ能ク之ニ伴ヒ難キノ憾亦妙カラズ夫レ社會事業ハ單ニ目前ノ缺陷ヲ救濟スル對應施設ノ

奉　　答　　辭

去ニ於ケル社會事業ノ成績ノ上ヨリ之ヲ察スルモ主トシテ至誠事ニ當レル仁人有識ノ功勤ニ歸スルコト多シ指導ニ從フモノ宜シク常ニ意ヲ此ニ存スベキナリ支那

事變勃發シテヨリ既ニ年ヲ累ネ内外益々多事ニシテ世界ハ終ニ動亂ノ機ヲ藏スルニ至レリ此ノ時ニ方リ我ガ皇國ハ紀元二千六百年ヲ迎ヘ肇國ノ宏謨ヲ恢弘シテ愈々大東亞安定ノ基礎ヲ固メ新秩序整頓ノ聖業ヲ完遂セムトス此ノ前古未會有ノ世局ニ蒞ミ國民生活ノ態勢亦一大革新ヲ促進スルニ至レリ今日以後ノ社會事業ハ此ノ世相ニ即シ光輝アル國史ニ鑑ミ國民精神ヲ昂揚シテ彼我ノ所長ヲ融合シ優秀ナル個人的活動ヲ勸奨スルト共ニ渾然タル組織ヲ構成シテ全國ヲ統制シ克ク世上各方面ノ新體制ニ順應シ以テ萬人咸ク其ノ分ニ應ジ其ノ處ヲ得延イテハ各個ノ生活ヲ樂マシメムコトヲ要ス

愛ヲ以テ大本ト爲シ時世ノ進運ニ應ジテ事業成ト與ニ興リ體制月ヲ追フテ整ヒ以テ今日ノ成果ヲ見ル官民夙夜聖恩ヲ奉ジ以テ國民ノ福祉ニ遺憾ナカラシメムコトヲ期ス

今ヤ光輝アル紀元二千六百年ヲ迎ヘ且未會有ノ世局ニ際シ特ニ大ニ發奮すべキノ秋吾等社會事業家ノ責務ハ愈々重大ヲ加フ茲ニ謹ミテ　令旨ヲ奉戴シ　皇國社會事業ノ本義ニ徹シ協心戮力以テ國本ノ培養ト新東亜建設ノ完遂トニ盡瘁セムコトヲ誓ヒ奉ル

昭和十五年十月十日

紀元二千六百年記念全國社會事業大會

會長　伯爵　清浦　奎吾

宣　　言

茲に紀元二千六百年記念全國社會事業大會に方リ總裁　高松宮殿下の　台臨を辱シ優渥なる

令旨を拜す洵に恐懼感激に禁へざるなり

今や我邦未會有の重大世局に際會し一億一心大政を翼賛して外新東亜の建設に邁進すべきの秋内國民生活の安定強化を圖るは蓋し刻下喫緊の要務にして社會事業の使命實に今日より大なるはなし

吾等乃ち謹みて　令旨を奉體し茲に益々社會事業報國の決意を強固にし粉骨細身其の總力を擧げて國本を不拔に培ひ以て　皇國の隆運に寄與せむことを誓ふ

右宣言す

紀元二千六百年記念全國社會事業大會ヲ舉行スルニ

方リ畏クモ

總裁宮殿下　台臨ヲ辱シ優渥ナル　令旨ヲ賜ハ

決　　議

一、吾等は優渥なる　令旨を奉體し協心戮力以て國運

の興隆に寄與せむことを期す

一、吾等は益々平生の丹誠を竭して國民生活の安定向上を圖り以て銃後の護りに完璧を期す

一、吾等は深く時勢を省察し私を棄て公に殉ひ挺心以て時難の克服に邁進せむことを期す

右決議す

厚生大臣諸問事項

紀元二千六百年に方り戰時下社會狀勢の動向に對處し我が國社會事業を之に即應せしむるの要ありと認む。仍て之が方途に關し其の會の意見を諮詢する。

厚生大臣諸問に對する答申

第二特別委員會決議事項

今や我國は萬難を排して高度國防國家體制の建設に邁進せむとするの秋要扶掖者保護の完璧を期し進んで汎く國民生活を確保し以て人的資源の保護育成を圖るは刻下不可缺の要務にして社會事業の活動に俟つところ極めて大なり。仍て茲に現下時局に即應す可き社會事業の新なる體制を樹立し相率て之を實踐躬行以て國運の進展に寄與せむとす。即ち左の指導理念並方策に依り之が急速實現の要ありと認む。

第一 指導理念

近時社會事業の理念は慈善救濟思想より一步前進し社會連帶觀念を基調とし科學的組織的方法に依り之が運營活動に於て著しき發達を遂げたりと雖も猶貧窮者を主たる對象とし任意的活動に放任せられたるの憾なしとせず。然るに時運の進展に伴ひ斯業の對象は漸次擴大せられ從來の要扶掖者層に止らず汎く一般庶民階層に及び且保健經濟教育等生活の全般に亘る保護育成

に努めざるべからざるに至り從來の自由主義に基く個人的任意的活動方法を以てしては到底その目的を達すること能はざるに到れり。特に今次聖戰の目的を遂行し東亞共榮圈の確立を圖らんがためには須く肇國の大精神に則り國民生活の確保人の資源の保護育成を期するは喫緊の要務にして國家躍進の樞核たること言を俟たず。

仍て皇國の社會事業の要諦は一君萬民の精神を基調としその對象を要扶掖者層を中心とする一般庶民階層に置き其の自力賣贊に遺憾ながらしむるやう生活の安定を確保し以て眞に萬民賣贊體制の根蒂に培ひ國運の伸長に寄與せざるべからず。

今や國內諸般の體制一新せられむとするに方り之に即應して叙上の理念を速かに採りて之を周知徹底し實踐の基礎たらしめ以て斯業一段の發展を期すべく政府に於て善處せられむことを望む。

第二 事業目標

社會事業の本來の使命たる生活安定と福祉増進を圖り且現下社會情勢の趨勢に對應せんがためには斯業全般に亘り之を積極的に實施すること最も喫緊事なるも之が集中的統一的効果を期せんがためには重點主義を採用し目標を當面の國策に順應せしむるの要あり。仍て次の三項目を急施するの要ありと認む。

一 國民生活の確保刷新

二 人的資源の保護育成

三 東亞共榮圈内の社會事業の擴充

護司法保護等各般の領域に亘る可きも從來の事業分類を以てしては到底發展擴大せる斯業の內容活動範圍を包括する能はず徒に混亂を來すを以て政府は速に之を整備改正し新なる事業體系を確立實施するの要ありと認む。

第三 運營方策

現下の情勢に即應すべき社會事業の運營方針は國家に依る集中的統制の實現と地縁を基礎とする隣保組織の確立の二點に要約せらる。政府は叙上の社會事業の理念並事業目標を根幹として斯業活動の必要量を圖り之に即應せる総合的計畫を樹立し合理的全體的な事業の配置を企て併せて町村部落隣保班等を中心にして事業關係者並之が施設を適宜配分せる隣保施設の設置並擴充を期し以て斯業の一體的活動を致さんことを要す。而して之が運營方策に就ては諸般に亘り勘考せざるべからざるも左の諸點は速に之を實施するの要ありと認む。

(一) 社會事業施設はその質及量に於て未だ完しとせず。

す。仍て政府は之が施設全般に亘り擴充綜合整備を行ひ民間施設に對しては關係法規を改正し社會事業認可制度の設定國庫補助金の増額等に依り一層適切なる統制並助成方法を講ずること

(二) 現今社會事業行政は保護保健教化等各機關夫々

分立しその間聯絡統一を缺き斯業の運營上支障渺しとせず。

(イ) 中央行政組織に於ては保護保健教化等の事業

厚生省を始めとし文部司法商工農林拓務等の各省相互間並厚生省内の各部局間に分属するの狀

態にあり。仍て國民生活の確保人的資源の保護育成等の事業目標に對應し關係各省相互間の斯業關係事項の聯絡統合を圖ると共に厚生省内關係部局を分合改組し併せて關係當局間の聯絡に付特別の考慮を拂ひ以て綜合的企劃及運營を期すること

(ロ)道府縣に於ける行政機構に付ては中央の行政組織に準じ之が統合整備を圖ると共に市町村に於ける機構を擴充強化し社會事業専門職員を設け斯業の組織的活動を期すること

(ミ)輶近方面委員の外司法保護委員少年教護委員社會教育委員產業奉仕委員等の設置を見たるもの之が職務は方面委員本來の職務の分化せられたるもの渺からず。仍て政府は之等委員制度に關し適當な措置を講じ萬遺憾なきを期すること

(四)近時部落會町内會等の隣保團體は警防經濟更生

物質配給等に於てその重要性を増しつゝあり。方面委員は部落町内會等の區域を目標として設置し之等と有機的に結合し相協力して活動するやう關係法令を改正すること

(五)從來社會事業の聯絡機關として各種團體分立し

統制聯絡の全きを期し得ざるの憾あり。仍て新に國の行政組織と表裏すべき單一統制聯絡機關を設立し關係團體の再編統合を圖ること

(六)從來斯業に關係ある者總てを包含する人的組織缺如し爲に關係者の教養並技術等の自發的向上に缺くる點渺しとせず。仍て斯業關係者を以て之が

人的組織を構成し社會事業精神の發揚會員相互の親睦修養研究等をなすやう前項の單一統制聯絡機關に於てその方途を講ずること

(七)社會事業關係職員は熱烈なる信念に富むと共に專門的知識及科學的技能を必要とするに鑑み政府は國立の職員訓練所を設立して既存の各種從事者養成事業を再編統合し職員の養成並再教育を行ひ又職員の資格認定制度を設け特に地方に專任指導官を設置する等斯業關係職員の專門的科學的技能の向上を期すること

(八)社會事業關係職員は由來待遇其他に於て恵まれざる點多し。仍て政府は職員の資格認定制度と併せて其の待遇の基準を定め之が勵行の方途を講ずるは勿論、進んで其の地位を向上改善し尙中央社會事業協會の實施に係る年金及共濟の兩事業を擴充強化する等斯業關係職員の待遇改善に萬全を期すること

第二項に掲げたる三の事業目標に從ひ當面急施すべき具體的事業内容を列舉すれば概ね左の如く政府に於て速かに之を實施せられむことを望む

第四 急施すべき具體的事業

(一)要扶掖者の保護に於て之が自活をなし得る迄救助の繼續完璧を期し併せて家庭保護徹底のため救護法母子保護法等に依る生活扶助を始め各種兒童保護醫療保護等を統合して積極的家庭保護事業の組織を確立し且一般庶民階層に對し其の生活困難なる事情に應じ應急的生活援護を爲し得るやう其の方途を講ずること

(二)國策遂行に伴ふ離職者及轉失業者に對し職業輔導並授職施設を擴充強化すると共に生活費の一時的補給等の方途を講じ之が援護の完璧を期すること

(三)多子家庭の保護を圖るため生活費補給金制度を擴充整備する等諸般の方途を講ずること

(四)軍事救援事業に於て要援護者の生活安定教養文化及援護思想の持續強化等の徹底を期すること

(五)農村に於て堅固なる隣保組織を基礎とし隣保事業を行ひ巡回訪問事業保育所共同炊事等を綜合實施するやう其の方途を講ずること

(六)生活刷新の根本方策を樹立し社會事業職員其の他に依り隣保組織を通じて庶民階層全般に亘り之が實施促進をなすこと

(七)一般庶民階層並社會事業施設に對し必需物資の確保を圖り併せて之が配給に當り割一的方法に依らず之が對象の狀況に應じ適切なる方策を講ずること

二、人的資源の保護育成

(一)現存各種醫療保護制度を統合規制すると共に其の擴充強化を期する爲に醫療保護に關する法律を制定し併せて醫療機關の擴充を圖り醫療保護制度並保健衛生制度の確立を期すること

(二)結核の療養並豫防施設の増設整備をなすと共に精神病癲病性病等の特殊疾病に對する療養並豫防施設の擴充促進をなすこと

(三)國民健康保險年金制度等社會保險制度の設定擴充並普及を圖ること

(四)妊娠婦健康相談所小兒保健所保健所虚弱兒童の保健施設等の增設を圖り併せて保健婦に依る巡回訪問制度を全國各市町村に普及せしめ且妊娠届出に關する法規を制定する等母性並兒童の保健施設の擴充整備を圖ること

(五)就勞婦人就勞少年に對し保護指導に關する特別保護法規を整備し其の徹底を期すること

三、東亞共榮圈内の社會事業の擴充

現在の日滿社會事業連絡委員會を擴充強化し強固なる東亞社會事業に關する委員會となし右委員會に於て東亞共榮圈内の社會事業の聯絡提携方針を樹立し關係

職員の對外派遣圈内事業資金に對する本邦よりの助成團内關係職員の本邦への留學等を爲すこと

附 帶 事 項

前記の諸要項を實施し其の促進徹底を期するため政府は臨時に斯業關係者よりなる官民合同の機關を設け速に研究調查を遂げ併せて右機關に於て社會事業の指導理念組織事業體系等を斯業關係者並一般國民に周知徹底せしめ且社會事業の名稱改稱問題を討議決定する

やう取計ふこと

以 上

司法大臣諮詢事項

時局下司法保護對象者の職業輔導に付特に考慮すべき事項如何

司法大臣諮詢に對する答申 第二特別委員會決議事項

時局下產業界の趨勢に順應し司法保護の對象者をして各自其の職業を確保し國策の線に副ふて產業報國に邁進し以て社會復歸の實を擧げしむる爲左記の各項を實施するの要ありと認む

五

對象者の就職に際し障礙となるべき重大なる原因是過去の犯罪に因る信用の喪失にあるを以て速に信用保障の制度を設け雇傭主の側に於て生ずることあるべき損害に對し之が補償をなし以て對象者の就職を容易ならしむること

六

全國樞要の都市又は適當なる地點に特定の國立職業輔導訓練所を開設し司法保護對象者も亦勞務者の動員

に即應し生產力擴充に參加し得るやう其の行的訓練と時局下に於ける產業從事員たるに必要なる知識技能の教養習得とに努むること

二

司法保護對象者は職業技能に熟練せるものに在りて

七

も前科に因る資格制限制度の存在する今日に於ては職業の獲得と確保に於て千仞の功を一簣に虧くの憾み無

られたる對象者職業輔導上の事項は總て遺憾なく之が

きを得ざるを以て速に斯種法令の改廢其の他適當なる措置を講じ以て社會復歸の第一門戸を洞開し白日の下更生の志を成さしむること

三

職業紹介所及勞働紹介所と一層緊密なる連絡を取り一般大衆と其の利用を共にして軍需工業其の他の殷賑產業方面への進出を期すること

實現を圖らること

以上

尚、参考のため本大會開催に先立ち地方各府縣より提出される協議題及び参考意見の内、特に家族生活保護と人口問題に關するものを再録すれば次の如くである。

一、家族生活保護と人口問題

○多子家庭保護制度の確立に關する件 栃木縣

國民の増減は國力に直接影響すること論なく之を以て人的資源の涵養は忽にすべからざる重要事項たり然るに一般社會の實情に従事するに多子生産に起因し經濟的生活の安定を缺ける家庭渺からざる現狀なり之等多子家庭にして生活困難なるものに對し保護の方途を講ずるは人口問題解決上に裨益する所大なるものあるべきを以て之が保護制度確立に關し速かに實施せらるゝ様要望せんとす

○強制老年金制度の實施に關する件 神奈川縣

老後生活に對する經濟的不安は近時年と共に累加し一般労働者に與ふる精神的影響は洵に好しからざるものあり而して既に政府は部分的には郵便年金、簡易生命保險或は船員保險等一種の養老年金制を實施しつゝありと雖も未だ一般大眾に對し厚生の實を擧ぐるに至らず

仍て今一步を進めて社會立法の立場より一般勤労階級を對象とする強制老年金制度を確立し養老事業施設の擴充と相俟ちて老後の不安の除去に努むるは國民生活の最低限度を確保する上に緊要の施策なり

と認む

○家族手當制度を法制化し其の擴充を望む 新潟縣

家族數の過多の爲め生活に苦しむもの多し之が原因となり出生率の低下を來す憂あり家族手當制度を法制化し其の擴充を圖り家族生活保護を爲し人口問題の解決に資せんとす

○多子家庭の生活保護に關する件 石川縣

政府が多子家庭の表彰方法を講じつゝあるは人的資源擴充の一方案として極めて適切なるは論を俟たざる所なり而して多子家庭の状況を見るに概ね中產階級以下に屬し將來の育成上に於て經濟的保護の全きを期せんば其の獎勵の本旨に悖るの嫌なしとせず依て政府は宜しく之が生活又は子女の育成保護に付實情に即應したる方途を講ぜられんことを望むものなり

○現下の時局に鑑み結婚、出産獎勵のため採るべき經濟保護上の方策如何 大阪府

人口問題が國防の強化、國力伸張上緊要なる課題として考究されつゝある現狀に鑑み結婚、出産獎勵に對し經濟保護上有効適切なる對策を確定し更に新婚家庭、多子家庭の福利厚生の方途を講ぜんとす

○家庭は國家社會の組織單位たるべきもので特に我邦の如き古來家族制度を以て國を立つる國家に於ては

家族生活の強弱は國家の盛衰に直接重大なる影響を及ぼすべきのみならず人生の幸福は家族生活を度外視して他に求むること不可能と謂ふも可なり然るに從來各種の救護法制度を見るに動もすれば歐米流の個人主義に陥するの憾なしとせず依て少くとも世帶

を共にする夫婦親子は之を一單位の家族として之が生活を保障する家族保護法とも稱すべき綜合的救護

法令を制定し家族制度の實質的維持を圖ると共に人の資源の確保に資することは時局下最も緊要なる施設たりと認む

○出生率低下に鑑み速に左記施設の普及徹底を望む

○出生率低下に鑑み速に左記施設の普及徹底を望む 和歌山縣

- 改善結婚の獎勵
- 妊娠婦の保護制度の確立
- 育児思想の普及徹底に關する施設
- 兒童保護施設の普及徹底
- 多子家庭の經濟保護

○多子家庭の經濟保護に關する件 開山縣

現下多子家庭の處遇の問題に關しては逐次計畫實施に努められつゝありと雖も今尙隔靴搔痒の感なき能はず仍て之が經濟生活の保障をなすため家族年金制度又は社會保險制度の確立等適當なる方策を講するの要ありと認む

○多子家庭の保護に關する件 長崎縣

1 救護法、母子保護法に於ける救護費を現下經濟情勢に適合する様全面的に引上ぐること

○家族生活保護と人口問題に關する件 熊本縣

2 無料結核療養所設置助成の方途を講ずること
3 庶民生活逼迫並に人口資源確保の緊要性に鑑み家族手當制度を確立すること

4 託児所増設内容充實の爲助成金を増額すること ○家族生活の保護に關する件 沖縄縣

本件に關しては左の諸點を考慮する要あり

(一) 社會事業の機能を極度の貧困者救濟に局限せず之が對象の範囲を擴大し積極的に更に上位の大衆に及ぼし以てその生活不安を除去すること

(二) 庶民階級中には高物價その他影響により生活の不安漸く増大せる者多きを加ふる現狀に鑑み物價の調節抑制を圖ると共に救護法、母子保護法、方面委員会等關係法令の積極的運用を圖るは勿論

授産、職業補導等に関する各種社會施設の組織的活動を促進すること

(三) 貧困の原因が家族數の過多に起因する場合抄しとせざり出産率の低下死亡率の上昇を憂ふる今日之が保護を圖るは急務なり

右に關し幾多研究の要あらんも取敢ず左記の點につき考慮すること

(1) 五人以上の子女を擁する世帯を調査し第六人目以後の養育に關し必要ありと認むる時は國家は

之に對し養育費を支給すること

(2) 右による救護は救護法、母子保護法等による救護と區別し此の保護を受くるとも公民權を失格せざる様規定すること

○ 多子家族の養育費國庫支辨を提唱す 關東州

輓近小額所得者に對し家族手當を給する向多くなりたるは油に喜ぶべき傾向なり。但し之は俸給生活者に對してのみ行はれ自營業者に對しては何等方策の施すべきもの無きは遺憾と謂はざる可からず。

吾人は昭和二年以來毎年乳幼兒養護運動を施行するに當り、子は國の寶なる旨を力説し、子は肉親の恣意に委ぬ可からざることを唱導し來れり。兩親は他

より唱導せらるゝ迄もなく我子を愛するの故に其の養育に專念するは自然のことなれども、國家が人的資源の充實を必要とする以上、更に生長の後は青年の血を必要として要求する以上、子女の養育費を支弁し兩親の生活を援護するは當然と謂はざる可からず。子は國の寶なれば國家が之を育成するは當然なり。

故に多子家族に對し國費を以て養育費を支弁する方法を考究實施せらるゝに至らんことを切望するものなり。

○ 庶民の經濟生活確保に關する件

宮城縣

現下の時局に鑑み庶民階級の經濟生活確保を期するため速かに其の對策を確立するは喫緊の要務たり。而して左記事項の如きは其の對策施設として最も必

要なるものと信ず

記

(一) 必需品物資の配給に關する事項(略)

(二) 小工商業者の生活に關する事項(略)

(三) 住宅に關する事項(略)

(四) 家族生活保護に關する事項

イ、家族手當制度を設くること

物價高騰の現下に於て多數の家族を有する俸給

質金生活者の家族の經濟生活は頗る困難なるもの多し。國家は速かに之が對策を検討して家族

手當制度の確立を圖ること

ロ、結婚奨勵金制度を確立すること

ハ、公營結婚相談所の普及徹底

一、經濟生活上に於ける不安除去

(イ) 社會施設の完備

(ロ) 生活の簡易化

○ 靜岡縣

輓近小額所得者に對し家族手當を給する向多くなりたるは油に喜ぶべき傾向なり。但し之は俸給生活者に對してのみ行はれ自營業者に對しては何等方策の施すべきもの無きは遺憾と謂はざる可からず。

吾人は昭和二年以來毎年乳幼兒養護運動を施行すること

人口増殖の國策に順應し結婚奨勵金制度を確立し以て國家永遠の發展を期すること

○ 群馬縣
左の諸項目に關し適切なる方途を計畫實行せられんことを其筋に要望す
記

一、結婚並に出産奨勵金制度の設定

二、職業婦人の結婚出産に關する優遇方法の確立

三、母子保護施設の擴充強化

四、多子家族に對する養育手當支給制度の設定

○ 東京府
一、社會調查の徹底

一、各種社會立法の積極的運用並社會事業の組織的活動

左記各項に付適切なる方途を講ずること

一、生活必需品の生產の確保並低物價の維持を圖り

庶民階級に生活の安定を得せしむること
二、經濟保護施設の擴充整備
三、結婚奨勵の合理化
イ、結婚に對する因習迷信の打破
ロ、結婚の物質的簡易化

○ 山梨縣

○

二、經濟生活上に於ける不安除去

(イ) 社會施設の完備

(ロ) 生活の簡易化

東京府

(獨身税等の賦課)

五、消費生活を指導すること

六、結婚生活に必要な最少限度の收入確保の方途

を講ずること

七、社會法令の強化徹底並運用の萬全を期すること

○ 三重縣

一、結婚獎勵金制度は勿論、子寶手當制度、子寶免
租、特別醫療制度の擴充により、人口問題の解決
を圖ること

○ 鳥取縣

一、法による生活扶助額は法の種別により著しく差
等あり、宜しく其の統一を圖り且其の額は現時の
物價並生活の規準に見て相當増額を要するものと
認む

人口部會 十月二十九日

講題 東亞農業人口の計畫的配置方策

座長 那須皓

需給部會 十月三十日

議題 東亞農林水產物需給推算より見たる流通並に
貿易方策

座長 村上龍太郎

一、救護法、母子保護法に於ける生活扶助の限度額
の引上を行ふこと

二、中產以下の多子家庭に對し繼續的家族手當支給
の途を開ずること

福岡縣

增產部會 十月三十一日

議題 東亞農林水產物の統一的增產方策

座長 安藤廣太郎

一、東亞農業人口の一般方策

開拓總局總務處長

五十子卷三

一、家族手當、母性年金制度の基礎的研究
二、人口問題、救貧事業より見たる多子家庭に於け
る住居費、教育費負擔の緩和方策の研究

人口部會主要發言者氏名及議題

人口部會は人口資源としての内地農業人口と日本農業再編成としての適正規模農業の問題との關聯につい
ての再検討が討議の中心議題となり、所謂適正規模農

即應し日本内外地、滿洲國、支那、蒙疆に於ける農業
關係者及關係經濟官等官民の會同を求める廣く東亞廣域

に亘る農業體制の時局的適應問題に關する東亞農業懇
談會を開催、昭和十五年十月二十九、三十、三十一日

三日間に亘り東京市麹町區帝國農會會議室に於て活潑
なる懇談討議が行はれた。その懇談議題、特に人口部

會に於ける主要發言者の氏名及び題名、並にその討議
の大要を掲ぐれば次の如くである。

一、農業再編成の見地より

原生省農力局技師

古屋 芳雄

一、農業再編成の見地より

帝國農會經營課長

石橋 幸雄

一、產業再編成の見地より

帝國農會研究所研究官

小山 築三

一、日滿間の勞力移動に關して

開拓總局總務處長

杉野 忠夫

一、特に犠牲產業轉失業者の歸農に關して

農村更生協會

土屋 大助

一、北支滿洲への人口移動に關して

人口問題研究所研究官

梁井 淳二

一、滿洲に於ける人口問題

滿洲拓殖公社總務部長

村山藤四郎

一、滿洲移民に就て

滿洲拓殖公社總務課長

酒井忠正